

知事臨時記者会見

■日時 令和2年5月5日（火）17:00～17:30

■会場 応接室

【発表事項】

はじめに、医師や看護師、病院スタッフの皆さん、そして、感染症対策に携わる保健所や臨床検査技師の方々など、新型コロナウイルスとの闘いの最前線で懸命に御努力を頂いている関係の皆さんに、深く敬意と感謝の意を表します。

また、物流の維持や生活必需品の販売など、私たちの日常生活を支えていただいている皆さん方にも心から御礼を申し上げます。

昨日、政府は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、新規感染者数が減少に転じ始めているといった一定の成果が現れ始めているものの、再度感染が拡大すれば医療提供体制への更なる負荷が生じるおそれがあることなどから、基本的対処方針を一部見直した上で、全ての都道府県を対象として、5月31日まで延長することを決定いたしました。

本県においては、4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受け、県民や事業者の皆さんに対し、不要不急の外出の自粛、施設の使用制限、イベントの開催自粛等をお願いしてまいりました。この大型連休期間中も、鉄道や高速道路の利用者、観光地への人出が大きく減っているとの報道を拝見し、皆さんの御理解と御協力に改めて感謝申し上げます。

一方、県内における感染者数は、今日までの合計で79名となっております。最近約2週間ににおける一日当たりの感染者数は0から3名で推移し、大幅な増加は抑えられていますが、今後も新たなクラスターが発生する可能性が十分にあり、先行きは不透明と言わざるを得ない状況が続いていると想定いたします。

これまで御協力いただいた県民の皆さん、事業者の皆さんには、大変な御苦労をお掛けしており、地域経済も前例のない極めて厳しい状況にあります。しかしながら、全国において、依然として感染の状況が厳しい地域がある中で、本県における新型コロナウイルスの感染拡大を防止するためには、人ととの接触を出来る限り減らすとともに、県をまたぐ人の移動を引き続き最小化することが重要であると判断いたしました。

このため、今回の政府の決定を踏まえ、5月7日から5月31日までの間、福島県全域において、これまでの緊急事態措置の内容を一部見直した上で、継続をお願いすることといたしました。

まず1点目は、外出の自粛についてであります。

引き続き、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出は控えていただくようお願いいたします。また、都道府県をまたぐ不要不急の移動も控えていただくようお願いいたします。

さらに、現にクラスターが発生しているような場や、「3つの密」のある場への外出は控えていただくようお願いいたします。これ以外の外出においても、「3つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや、人ととの距離の確保などの基本的な感染対策を継続するなど、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底していただくようお願いいたします。

2点目は、施設の使用制限についてであります。

病院、薬局、食料品売り場、公共交通機関など、社会生活を維持する上で必要な施設や、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、介護施設等の社会福祉施設等を除く施設については、引き続き休業していただくようお願いいたします。

なお、緊急事態措置の実施期間中であっても、県内の感染状況や近隣県の対応、業種ごとの感染拡大防止に関するガイドラインの策定状況などを踏まえながら、施設の使用制限の早期の解除を検討してまいります。

休業要請に御協力いただいている事業者の皆さんには、本日の県議会で御議決いただいた「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給することとしておりますが、今後、目指していくこととなる休業要請の解除に向けて、「新しい生活様式」への対応等が必要となると考えております。そうした感染防止のための取組を行う事業者への支援策等を検討してまいります。

また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校につきましても、引き続き、休業していただくようお願いをいたします。その際、子どもたちの学習や心身の健康を考慮すると、出来るだけ早く休業要請を解除することが望ましいことから、学校設置者において、感染予防に最大限配慮した上で、実施可能な教育活動を検討いただき、臨時休業期間中から段階的に実施していくことをお願いいたします。併せて、学校再開する場合の教育活動の在り方に関する指針についても検討していただくようお願いいたします。こうした指針の検討状況や、県内の感染状況等を総合的に勘案しながら、学校の休業要請を早期に解除していくことも含めて検討してまいります。

3点目は、イベントの開催自粛についてであります。

クラスターが発生するおそれがあるイベントや、「3つの密」のある集まりについては、開催の自粛をお願いいたします。特に、全国的かつ大規模なイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合、中止または延期とするよう、慎重な対応をお願いいたします。比較的小人数のイベント等については、適切な感染防止策を講じた上での実施をお願いいたします。

以上が、内容を一部見直した上で、継続をお願いする「福島県緊急事態措置」の概要であります。

最後に、県民の皆さん、事業者の皆さんに改めてお願いをいたします。

緊急事態措置の延長により、皆さんには引き続き、御不便、御苦労をお掛けいたしますが、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、私たち一人一人がこれまでの日常生活の行動を変え、「新しい生活様式」を定着させていくことが強く求められています。引き続き、県民の皆さんにおかれましては、マスク着用などの咳エチケットや、手洗いを始めとした基本的な感染症対策を徹底するとともに、「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を避けていただくようお願いいたします。

間もなく大型連休が終了しますが、事業者の皆さんにおかれましては、時差出勤や自転車利用など、通勤時の人との接触を低減する取組を進めるとともに、今後の長期的な対応も見据えて、在宅勤務やテレワーク、出張に代わるテレビ会議の導入活用などを、より一層推進していただきますようお願いいたします。

自分を守ること、そして、自分の大切な人を守る行動が、医療現場の負担を減らし、社会を守ることにつながります。他人への思いやりを持って、辛抱強く、様々な努力と工夫を重ねながら、県民一丸となってこの困難、難局を乗り越えていくことができるよう、皆さんの御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。

【質問事項】

【記者】

1点目、施設の使用制限については、4月16日から5月6日までに出されていた内容と、(5月)7日から31日までの内容は変わりないという理解でよかったです。

【知事】

はい、そのとおりです。

【記者】

この点について、昨日、国から全国の都道府県知事宛てに出された事務連絡を見ると、映画館などの一部の施設について、福島県を含む34県においては、緩和や解除の検討を求めていますが、解除されなかった理由を教えてください。

【知事】

まず現段階において、福島県内における感染状況を私たちは最も重視しております。全国的にも一定の低減が見られていると思います。福島県においても一時期は、一日に8名、9名の陽性

患者が確認されるという状況がございました。それに対し、ここ2週間ほどは、0名、1名、2名、3名といった数字が一日当たりの感染者ということで確認されています。一方で、福島県以外の東北の各県であったり、あるいは近隣の県を見ておりますと、陽性患者の確認数がゼロという日が連続している県もございます。そういう中で、ある程度数は少ないとはいうものの、継続しているというところが、福島県の重要な特徴の一つだと思います。

こうした中、陽性患者が連続ゼロということであれば、別かもしれません、本県においては、継続的に確認されている。こういった状況を勘案すると、当面は、今続いている、5月6日までの休業要請と同じものである程度継続するということが大切だと考えています。

一方で、5月31日までの全期間をそのまま継続するということでは必ずしもありません。今、御指摘いただきましたとおり、国からの通知で、一定の施設については緩和してもいいのではないかということでございます。また、今後の近隣の状況や、福島県内における感染患者の状況を見ながら、一定の施設については、早期に解除することもいざれは可能になるかもしれません。

ただ、今日の段階においては、冒頭申しましたように、福島県のここ2週間の感染状況というものを考えますと、当面は今のままの休業（要請）を続けて、人と人との接触する機会を出来るだけつくらないということが、県民の健康、安全にとって重要だという観点で、このような措置を講じているところでございます。

【記者】

関連して、「福島県の事情を勘案して」ということだと思いますが、茨城県が「特定警戒都道府県」の一つになっていて、それが近接、隣接しているという点も考慮されたのかと思いますが、その点はいかがですか

【知事】

福島県には、もう一つ大事な特性がございます。それは、東北地方と関東地方との結節点にあり、首都圏から200数十キロの距離にあるというところです。

今お話をいただいたとおり、福島県の隣県、茨城県は「特定警戒都道府県」の一つであります。北関東の茨城、栃木、群馬の3県と、新潟県、さらに山形県、宮城県の東北の2県とも接しています。こうした状況の中、福島県は、東北における状況、あるいは、関東信越も含めて、両方の状況をにらみながら、県の緊急事態措置を検討していくかなければいけないと常々考えております。

【記者】

最後に、先ほど言及された、休業要請が続くことに伴い、新しい方式に変わって、事業者に対する支援策を検討されているということですが、懸念されるのは財源や、県議会への対応も今後進めていくことになると思います。どれくらい前向きに（新たな支援策を）考えているのか、教えてください。

【知事】

まず、福島県における事業者やお店の皆さんには、今正に行っている5月6日までの休業要請は非常に厳しい、大変な部分が多くありますが、しっかりと応えていただいております。こうした事業者、お店、中小企業等の皆さんのお努力に対し、協力金という形で制度設計し、今日の県議会臨時会において、5月補正予算の中で30億円という予算を措置することができました。今後、この協力金を支給することによって、少しでも皆さんの支えになればという思いを持っております。

一方で、現在、私どもが用意しているこの協力金は、5月6日までのゴールデンウィークの期間、休業していただくことをお願いすることを前提とした制度設計でございます。今般、政府の緊急事態措置の延長の方針を受けて、5月7日から、場合によっては5月31日まで延長をお願

いする可能性もございます。そうした中、事業者の皆さんにとって、元々厳しい上に、より苦しい状況になるということもございますので、県として、新たな支援策について、何らかの形で対応しなければいけないだろうと（考えております）。そういう思いで、先ほど、新たな支援策を検討するというお話を申し上げました。特に、今回、政府の緊急事態措置が延長され、「新しい生活様式」というものをこれから作っていく中で、休業要請が徐々に解除され、新しいスタイルでの再開ということが想定されています。そのためには、それぞれのお店において、いろいろな準備や工夫など、対応していかなければならないことがあると思います。事業者の皆さんには、大変な御苦労をお掛けしますので、そういったところに対し、県として支援する、一助にしていただくことも重要な側面ということで、現在、（新たな支援策を）考えております。

今回の新しい制度は、今ある現行の協力金制度の在り方を踏まえながら、検討していきます。やはり、シンプルで簡素な制度とする必要があると思います。今後、事務手続きとして、今の協力金制度の申請が出てきます。その際に、二度手間でもう一度申請となると、中々大変かと思いますので、出来れば1回で済ませることができるように形に出来ればと考えております。

また、財源の質問も頂きました。今日、県議会臨時会で、協力金等について御議決いただきました。今後、休業措置の延長をしばらくの間続けなければいけないということを勘案すると、福島県として、苦しんでいる事業者の皆さんに対し、協力金とは別の形にはなりますが、一定の支援を講じていくことが重要ではないかということを県議会に御相談しながら、新しい形を作れるように努力を重ねていきたいと思います。

【記者】

営業（自粛）の制限に関して、出来るだけ早期の解除を目指したいというお話について、福島県内の感染状況が基準の一つであると推測しますが、それ以外に目安になるものがあれば、事業者の方も協力しやすくなると思います。解除の目安となる基準について教えていただけますか。

【知事】

今日の段階で、目安になるものについては難しい部分があると思います。感染状況については、結果が出てみないと分からないので、我々も苦慮しております。一方で、ある程度、目安を示して欲しいという気持ちも重々分かっております。政府自身も言っておりますが、今、特定警戒都道府県等の対応状況を見ておりますと、5月中旬に向けて、様々な形で見直しを考える、あるいは特定警戒都道府県を入れ替えるという対応もあり得るという話もあります。

したがって、1週間、2週間という期間で、今後、政府の方向性が変わってくる可能性が十分あり、それを踏まえ、例えば、首都圏の知事たちが「10日から2週間程度」ということを言っておられます。我々も当然そういったものを念頭に置いております。先ほど申しましたように、福島県の場合は、首都圏との関係、北関東との関係が重要であります。特に、茨城県、栃木県、群馬県、こういった県の対応状況も、福島県（の対応）にとって、大きなベースになると思っておりますので、今後、首都圏あるいは北関東において、それぞれの対応をどうしていくのかを見定めながら、併せて、福島県内の感染状況についても考え、総合的に検討していきたいと思います。

事業者の皆さんには、やはり「方向性を」という思いもあるかと思いますので、今日の私の発言の中で、「早期に対応出来るように」という思いを入れさせていただいたところでございます。

【記者】

学校に関して、いわき市では21日から学校を再開する準備が進んでおります。県内でも、当面は自粛要請が続いておりますが、いわき市の動きについての知事の受け止めを伺います。

【知事】

いわき市がどのように再開を判断されたのか十分承知しておりませんが、県としては、引き続き、休業を要請し、感染予防に最大限配慮した上で、実施可能な教育活動を段階的に行っていく

ことを求めているところであります。

また、子どもたちの学習、あるいは心身の健康を考慮し、学校再開に当たっての指針の検討や、本県における感染状況等を総合的に勘案しながら、休業要請を早期に解除していくことを含めた検討を進めていきたいと考えております。

【記者】

繁華街の接客を伴う飲食店で自粛が継続しており、「新しい生活様式」を取り入れた上での再開という話がありますが、業種によってはそれでも再開が難しいものもあると思います。不況が続く業種というのはどうしてもあると思いますが、そういった業種の方々に、どのように対応していくつもりなのか教えてください。

【知事】

お話をあつた一定の業種については、今回、34の都道府県においても（再開の）対象にはなっていないと思います。接待を伴う飲食店に対して、どう対応するのか、これは正にオールジャパンの施策であります。国では、先般、成立させた制度融資や、休業に関する一定の給付金などの様々な制度を用意しておられます。県でも、今回、緊急経済対策の予算を取りまとめました。こうした活用し得るものを使っていただくことが、当面の対応であると思います。休業の関係で、県独自のものではございますが、新たな制度構築も行います。出来る限りの対応を進めていきたいと思います。

【記者】

休業、自粛要請に係る協力金の対象は5月6日までだったと思いますが、7日以降、経営上の理由で再開する事業者の方もいるかもしれません。こういった場合、協力金支給の対象になるのか、考え方について教えてください。

【知事】

制度設計はこれからであります。個別の事情ももちろんあるかと思いますが、一般論で申しますと、5月7日以降の一定の期間、休業に協力していただく事業者が対象であると思います。

【記者】

外出の自粛について、県内については、以前、不要不急の外出自粛を要請されていたかと思いますが、今回、これは緩和されたと理解してよろしいでしょうか。今回、緩和された理由について教えてください。

【知事】

御指摘のとおり、緩和しております。その背景は、昨日政府が出した対処方針の中で、特定警戒都道府県以外の県、いわゆる34県において、県内における外出自粛は、対象になっておりません。したがって、それに準じた対応になります。もちろん、県内で出かける時にも、人ととの接触を減らすことを徹底していただく、人と人との距離をしっかりととっていただく、こういった「新しい生活様式」を守っていただきたいと思います。福島県と他県をまたぐ移動は控えていただく、接客を伴う飲食店には入っていただかないなどの制限はありますが、全体的には緩和しております、それは政府の対象方針に準じていると御理解を頂ければと思います。

【記者】

学校の再開に関して、先ほど、実施可能な教育活動を段階的に行っていくということで、教育長からも分散登校などについての言及がありました、知事の考えについて伺います。

また、隣県では、大規模な教育改革として、9月入学などの話も出ていますが、知事の考えを併せて伺います。

【知事】

今回、緊急事態宣言の期間延長等を踏まえ、他の業種と同様に、学校についても休業要請の期間を延長いたしました。その際、子どもたちの学習や、心身の健康を考慮すると、出来るだけ早く休業要請を解除することが望ましいことから、まずは学校設置者において、感染予防に最大限配慮した上で、実施可能な教育活動を検討いただき、臨時休業期間中から段階的に実施をしていく、さらに、学校を再開する場合の教育活動の在り方に関する指針について検討していただくようお願いしました。この休業要請の解除におきましては、学校再開に当たっての指針の検討状況や、本県の感染状況、あるいは近県の状況等を総合的に勘案しながら検討していくことが重要だと考えております。

また、9月入学制の件ですが、これは教育分野だけで完結するものではありません。行政や民間も含めた社会システム全体に波及するものであります。このため、国民的な議論が必要です。今後改めて、議論する場を設けた上で、丁寧に検討すべきであると考えております。

【記者】

事業者に対する協力金に変わる財政支援の制度がどのような支援になるのか、どのような支援を検討されているか教えてください。

【知事】

今、協力金として支給している制度は、1事業者当たり10万円、複数の店舗等の要件がある場合には、さらに10万円を加算するといった制度設計になっており、これをベースにしながら、新しい制度も考えていきたいと思います。「新しい生活様式」に対応していくために、現時点で、既に対応されている事業者、今後、対応される事業者もあるかと思いますが、そういった方々に対して、一定の支援金を差し上げるということをメインにしたいと思います。したがって、あまり細かな制度設計ではなく、シンプルな形にして、かつ、今後、協力金を支給していくことになりますので、申請時期も含めて合わせてセットでできること、皆さんのが行政手続の簡素化にもつながるかと思います。そういった点も配慮しながら、シンプルな制度設計としていければと考えています。

(終了)